**○○○自主防災組織規約**

(名称)

第1条　　本組織は、○○○自主防災組織(以下「防災組織」という。)と称する。

(目的)

第2条　　防災組織は、○○○区分所有者及び居住者の協力のもとに住民の隣

　保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことを目的とする。活動目的は地震や火災などの災害(以下「災害」等)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(構成員)

第3条　　防災組織は、○○○に居住、所有する者をもって構成する。

(活動拠点の所在地)

第4条　　防災組織の事務室は、○○○に置く。

(事業)

第5条　　防災組織は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

　　　①　防災に関する知識の普及に関すること。

　　　②　地震等に対する災害の防止に関すること。

　　　③　地震等の発生時における情報の収集伝達・初期消火・救出救護・避難誘導など救急対応に関すること。

　　　④　防災訓練の実施に関すること。

　　　⑤　防災資機材等の備蓄に関すること。

　　　⑥　非常用居住世帯名簿の管理に関すること。

　　　⑦　その他防災組織の目的を達成するために必要な事項。

(役員)

第6条　　防災組織に次の役員を置く。

　　　①　会長　　　1名(○○○管理組合理事長)

　　　②　本部長　　1名

　　　③　副本部長　1名

　　　④　班長　　　○名

　２．役員の任期は、○年とする。ただし、再任することができる。

(役員の任務)

第7条　　　会長は、防災組織を代表し、災害時等不在の場合は本部長に管理者の権限を委譲し対応にあたらせる。また、本部長と連絡を取り合い自主防災組織運営の協力・援助を行う。

　　２．本部長は、会長に代わり防災組織を代表し、災害などの発生時における応急活動の指揮命令を行う。

　　３．副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。

　　４．班長は、防災組織中枢の構成員となり、防災組織の運営にあたる。

(重要事項)

第8条　　　防災組織の重要事項は、○○○管理組合の理事会の承認を得るものとする。

　　　　　２．防災組織の重要事項は次の事項を言う。

　　　　　　　①規約の改正に関すること。

　　　　　　　②防災計画の作成に関すること。

　　　　　　　③予算に関すること。

　　　　　　　④その他理事会で審議することが必要と思われること。

(役員会)

第9条　　　役員会は、防災組織役員によって構成する。

　　　　　２．役員会は、次の事項を審議する。

　　　　　　　①理事会に提出すべき事項

　　　　　　　②理事会から委託された事項

　　　　　　　③その他役員会が特に必要と認めた事項

　　　　　３．役員会は、必要に応じて本部長(会長)が招集して開催する。

(防災計画)

第10条　　　地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

　　　　　２．防災計画は、次の事項について定める。

　　　　　　　①地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事項

　　　　　　　②防災知識の普及に関する事項

　　　　　　　③防災訓練の実施に関する事項

　　　　　　　④地区災害対策本部との連携に関する事項

　　　　　　　⑤防災資機材・備蓄品の調達・管理に関する事項

　　　　　　　⑥非常時用居住世帯名簿の管理に関する事項

　　　　　　　⑦その他必要な事項

(経費)

第11条　　　防災組織の運営に関する経費は、管理組合の管理費会計より支出

する。

　　　　２．防災組織に対する町等からの補助金などの収入がある場合は、収入に計上し、防災組織運営に要する経費に使用する。

(会計)

第12条　　　会計年度は、管理組合の会計年度に準じる。

(監査)

第13条　　　監査は、管理組合の会計監査時に合わせて行う。

附則

この規則は、令和　　年　　月　　日から実施する。